# 自主防災組織の規約

秦野南が丘ウェルシー防災会

(名 称)

第1条 この会は、秦野南が丘ウェルシー防災会(以下、本会という)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、もくせい西管理組合の管理棟内の自治会事務所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震などの災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

# (事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。
  - (1)地震などの災害知識の普及に関すること。
  - (2)地震などの災害防止に関すること。
  - (3) 地震などの発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導などの応急対策に関すること。
  - (4)防災訓練の実施に関すること。
  - (5) 防災資機材などの備蓄に関すること。
  - (6)その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

## (会員)

第5条 本会は、秦野南が丘ウェルシー自治会にある世帯をもって構成する。

## (役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

(7)会計監査

(1)会 長1名(2)副会長2名(3)会計2名(4)防災委員若干名(5)班役員18名(6)補助役員21名

2名

2. 会長、副会長、会計、班役員、会計監査は自治会役員が兼務する。補助役員は、前年度自治会役員とする。防災委員は、会長が、本会の目的を達成するために必要な防災等の知識、経験を有する者を指

名するものとする。

## (役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し会務をまとめ、地震などの災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 3. 班役員は、別表の各分担事項を掌る。
- 4. 補助役員は、訓練、災害発生時に、主として選出棟階段において、本部の指示に従い、連絡、救出、救 護等を指揮し、以後、同階段における生活支援の任を担う。
- 5. 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 6. 会計監査は、本会の会計を監査する。

## (会議)

- 第8条 本会は、会の意志決定と業務運営のため次の会議を設ける。
  - (1)総 会 会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席で成立。
  - (2)役員会 役員の2分の1以上の出席で成立。
  - 2. 総会、役員会とは別に、会長は、必要に応じ、役員、その他有識者を任命し、専門委員会を設置できる。

#### (総 会)

- 第9条 総会は防災会の最高議決機関であって全会員で構成され、会長が招集して次の事項を議決する。
  - (1)規約の改正に関すること。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4)予算及び決算に関すること。
  - (5)その他、総会が特に必要と認めたこと。
  - 2. 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

## (役員会)

- 第10条 役員会は、補助役員を除く役員によって構成し、次の事項を審議する。
  - (1)総会に提出する議案。
  - (2)総会により委任された議案。
  - (3) その他、役員会が特に必要と認めた議案。

#### (防災計画)

- 第 11 条 本会は、地震などの災害による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。
  - 2. 防災計画は、次の事項について定める。
    - (1)地震などの災害の発生における防災組織の編成および任務分担に関すること。

(2)防災知識の普及に関すること。

# (会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決をへて別に定める。

# (経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

# (会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

# (会計監査)

- 第15条 会計監査は、毎年1回、監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。
  - 2. 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

# (別 表)

班 名			分 担 事 項
情	報	班	情報の収集、伝達等
消	火	班	消火器等による消火等
救	出	班	負傷者等の救出等
救	護	班	負傷者等の救護等
避期	推誘導	拿班	住民の避難誘導等
給1	食給力	と班	給食、給水活動等

## 付 則

制定施行平成6年4月24日一部改訂平成9年4月20日

一部改訂 令和3年4月11日